

土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年3月8日(木) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後3時10分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄	林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事 山本 正彦	森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森	
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)	宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男	森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明	大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守	みどり自然課長 石原 三義
林業振興課長 中山 基	県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 沢登 智	

議題 (付託案件)

- 第 3 号 民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第18号 山梨県生活環境の保全に関する条例中改正の件
- 第19号 山梨県立自然公園条例中改正の件
- 第46号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

(調査依頼案件)

- 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、及び第3条債務負担行為中森林環境委員会関係のもの
- 第28号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 第37号 平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第23-3号及び請願第23-13号については継続審査すべきものと決

定した。

審査の概要 午前10時02分から午後3時10分まで森林環境部関係の審査を行った。
(午前11時53分から午後1時32分まで休憩をはさんだ。)

主な質疑等

県土整備部関係

※第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会
関係のもの、及び第3条債務負担行為中森林環境委員会関係のもの

質疑

(林業公社造林事業費について)

桜本副委員長 森の26ページ、先ほど林業公社の予算についてというところですが、昨年の12月に行われた全員協議会の中で、改革プランの数字と異なる説明がありました。説明では国の補助制度が変わったということですが、どの時点でわかったのか、経緯を説明していただけますか。

宇野森林環境部技監 国の制度の見直しということで、昨年度来からさまざまな見直しが行われてきたところでございます。先ほど集約化のことも御説明したのですが、森林法の改正ということで森林経営計画制度という新たな制度が導入されるという法律の改正の、法律の条文などの中身については昨年度改正されていまして、その具体的な一部分という形ではわかっておりました。しかし、具体的な今年度予算を組み立てる上での平成24年度予算というのは、国の概算決定が行われたのは昨年の12月24日ということなものですから、それから具体的な内容が明らかになったということがございます。

また、先ほどの経営計画制度の具体的な内容や予算上の扱いといったものも、それ以降に順次わかってきているという状況の中で、予算の中ではそういった部分で限定される部分が出てきたと考えています。以上でございます。

桜本副委員長 御説明では、スタートの時点から約6,000万円の事業の中身が減少してくるということの中で、スタートからプランの変更があるということであれば、この改革プランについての全体的な改変というか、見直しというもので、この時点で踏み込んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

宇野森林環境部技監 改革プランの見直しにつきましては、国の補助金ですとか、あるいは木材価格とか、いろいろな条件を、一定の前提の条件を置きながらつくらせていただいたという形になっております。こうした中で国の補助制度が見直されまして、集約化が必要になったということがございますけれども、そういった形でちょっとわかに対応ができなかった部分がございます。集約化という部分につきましては、森林組合とか林業事業体という協力を得ながら進めていく必要がございますので、現在設置しました各地区の地域協議会などと連携しながら、そういった取り組みを推進して、できるだけ予算の確保に努めていきたいというのが基本的な考え方と思っております。

なお、プランにつきましては、先ほど最後に御説明した、基本的な公益的機能の維持確保とか、あるいは債務処理の枠組みということで、大枠の部分で県

の負担ということを一定の規模で決めている中でございます。こういったプランの実行状況につきましては、毎年度点検評価ということを行いながら、着実に推進していきたいと今の時点では考えております。以上でございます。

桜本副委員長 わかりました。
(県産材利用促進対策事業費について)

次に、森の29ページ、県産材の利用促進ということで、どちらかという土地産地消ということで木を切り倒して製材というか、製品にするまでのことにバックヤードとか、そういった加工だとかということに主眼を置かれている内容ですが、それを一步踏み越えて、販路拡大の意味で何か施策はないのでしょうか。

中山林業振興課長 販路拡大のための取り組みにつきましては、いろいろ普及啓発活動を行う中で、その一環として県産の認証材をラベリング材として新しく住宅などを新築、増改築される方に無償提供すると。そういう県産の認証材を広めていくことによって、いわゆる顔の見える木で家を建てたいという運動につなげていって、結局、県産材の販路拡大ということ、そういう取り組みを今、行っております。また、そればかりでなくて、県産の認証材で消費者の皆様提供できる木材製品の開発、研究もあわせて行っております。

桜本副委員長 以前、県内のNPO法人を通じて住宅メーカーと連携をとって販路の拡大というようなことを聞いたこともありますが、私としてはやはりこれだけの山梨の森林事業を考えると、知事のトップセールスと同じような意味合いを深めて、みずから積極的に山梨県外に発信をしていく、情報を持っていく、あるいは販路を拡充していくという点についてはいかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 今、お話のありましたように、去年、首都圏の住宅メーカーと県産材の利用拡大の推進に関する協定を締結して、山梨県産材のブランド力を高めて、その価値を全国に発信しているところです。これにつきましては、山梨県の持っている県産材のブランド力というのを高めるためにも、首都圏においてのいろいろな県産材のフェアやセミナーなどを行っていくということとしております。

桜本副委員長 例えば、山梨県の材木、木材を公共施設に何%使っていただくとか、あるいは一般住宅に対する補助施策については何かお考えをお持ちでしょうか。

中山林業振興課長 先ほどもお話ししました、一般住宅に対する助成につきましては、お金ではないですけれども、県産の認証材を柱材とか、内装材とか、金額に換算しますと、1戸当たり27万2,000円ぐらいの金額の範囲内で、施主さんが御希望される木材を提供させていただいております。以上です。

桜本副委員長 公共事業についてはいかがですか。

中山林業振興課長 公共事業につきましては、去年の3月に制定しました公共建築物等に県産材を利用する方針に基づきまして、各市町村などにも県有施設を中心にして、また、各市町村施設などでの利用を今、働きかけているところでございます。また、特徴として、近年は合板とかLVLといった、いわゆる木材単体だけではなく、それを加工した製品の利用が進んでおります。そういったところにつ

きましても、山梨県から出たことが認証されれば、それを県産認証材として公共建築物に使っていくということも考えております。

桜本副委員長　　そうした具体的な個人、公共も含めて、県産材のシェアの拡大はどれくらい図られているんですか。

中山林業振興課長　　県産ラベリング材、いわゆる認証材の流通量の制度としましては、実績として、これを始めた当時、平成16年度には4,063立方だったものが、こういった取り組みをさせていただくことによりまして、平成22年度には1万1,271立方に増加をしているということで、着実ではありますけれども、県産材の認証材が普及をしている。また、県内におきます木造建築住宅の占める割合も、平成16年度の57%から平成22年度は75%ということになっておりますので、着実ではありますけれども、マーケット自体は広がっています。したがって、こういったところをねらって県産の認証材を使っただけのように取り組んでいくことにしております。

桜本副委員長　　県産材の今後の利用計画、需要計画というか、例えば平成二十何年度ごろにはこのぐらいの数字に持っていきたいという、長期的な見通し、プランはお持ちでしょうか。

中山林業振興課長　　県産材の利用につきましては、平成22年度の実績でございますけれども、14万8,000立方を生産しております。それを平成33年度には26万7,000立方まで増加させていく計画で今、取り組んでおります。

桜本副委員長　　それに向けて、具体的な販路拡大プラン、例えば長期的にこういう見通しでこういうプランでやっていこうといった年次的なプランはお持ちでしょうか。

中山林業振興課長　　年間、この認証材を含めまして、住宅などにおいて住宅の建築数と、それに比例して大体その75%は木造住宅であるということを勘案して、案分するような格好で比率的にそれに伸ばして、それに見合うような形で年度年度に伸ばしていくというふうに考えております。

桜本副委員長　　繰り返しになりますが、年度年度に伸ばしていくには、やはりそれなりの計画、制度体系の見直し、あるいは施策というようなものが必要になってくるかと思いますが、その辺についてもう一度お答えください。

中山林業振興課長　　県産材の県内消費の拡大につきましては、木造公共施設等の整備、また、住宅等の県産材用の支援、県産材の需要拡大ということでやっております。例えば、平成23年度におきましては、木造公共建築物などへの整備を3施設とか、また、住宅等の県産材への支援、これは年間大体45戸の計画でもって取り組んでいくこととしております。また、県産材の需要拡大活動、いわゆる甲斐の木活用の総合推進事業ですけれども、これにつきましても年間5団体程度を活動を支援することによって、年度ごとの県産材の消費量の拡大を図っていくという計画でおります。

桜本副委員長　　やはり物を売るということに対しては、その物を売る市場はどこなのか、どういう層をねらっていくのか、あるいはどういう物件をねらっていくのかということも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 ターゲットということによろしいでしょうか。いわゆる目的、目標というか、どの消費者をと言いますと、今、若年層の方、いわゆる30歳から35歳、40歳ぐらいまでの間で、個人の持ち家を建てている方が多くなっております。そういった方と、あと、そういった方が注文されるいわゆる注文住宅の工務店さんと、今、ネットワークを組んでおります。山の木と、先ほども申し上げましたが、要するに顔の見える木材で家をつくる、そういった流れが今、出ております。山の素材、山の森林所有者から、この森林所有者のこの木から自分のうちを建てるんだという、一つの川上、川中、川下という一つの連携した取り組みを、連携したネットワークをつくる取り組みをしております。以上です。

桜本副委員長 今、木造住宅の耐用年数も非常に長くなったりとか、あるいは、東京都内を見ても、小学校、中学校、高校を含めると耐用年数がそろそろ来ている校舎が非常に多くあります。そういった部分を木材を流通させながら、少子化に合わせて低層なものでつくっていく。そういった公共的なターゲットも必要だと思いますし、例えばこの山梨県において、そのモデル的な校舎だとか、あるいは保育園といったものをつくりながら県産材を非常にパーセンテージを高くしていく。そういったものをつくって、県外の方々に見ていただいて、山梨県の県産材のよさ、あるいは材木に対する周知、啓蒙という販路の拡大の施策についてはいかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 今の御質問ですけれども、モデル的な施設としまして、いわゆる木造公共施設の支援について加速化基金でつくっております。学校につきましても、例えば韮崎の穂坂小学校や、今つくっております小菅村の村民体育館といったところで利用をしているところがございます。また、補助金につきましても、甲府の南にあるNPO法人の子育て支援団体の保育園を木造でつくるか、また、老人ホームなどのショートステイをやる施設や、こういったところの木造化、また低層の場合は躯体からの木造化、また、鉄筋の場合は内装の木造化といったことも取り組んでいくこととしております。

桜本副委員長 例えば、住宅メーカーと取り組みながら、都内の住宅公園にモデル住宅を建設するとか、思い切った施策に転換をしないと、やはりなかなか需要に見合うような、要するにアクションを起こせないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 東京都においては、県の物産センターですとか、県のレストラン、富士の国やまなし館の中のレストランがございます。そこで県産材を利用したレストランの内装とか柱の中に県産材を利用した取り組みを行っております、そこに知事もおいでになっていただいて、東京在住の方々と一緒に県産材のフェアということをアピールするという取り組みを行っております。以上です。

桜本副委員長 モデル住宅というようなものに挑戦してみる考えはありますか。

中山林業振興課長 先ほども申し上げました、東京の住宅メーカーと今、県産材利用推進に係る協定もしているところがございます。また、その住宅メーカーでつくっていただいた住宅などを、そういった普及啓発に使っていただくことができないかということは、協定を結んでいる住宅メーカーと話してみたいと思っております。

(森林環境保全基金事業について)

望月（利）委員 森の5の森林環境保全基金事業について、平成24年度から徴収する森林及び環境保全に係る県民税ということで、いわゆる森林環境税を基金にして積み立てて、これを原資にして森林整備や環境保全に関する事業を実施していくという事業についてはよく理解できるのですが、荒廃した森林の整備、育成には時間がすごくかかると思います。基金事業によって5年、10年、20年、30年というような形で、山梨県内の森林をどのようにしていくのか、具体的な目標は事業量等をあらかじめ想定しているのかお聞かせください。

小野森林環境総務課長 今、委員御指摘のとおり、森林整備というものは短期間ではできないわけでございます。ある程度長期間にわたって整備を続けていかないとならないと考えております。そこで、森林環境税を活用いたしまして、民有林の荒廃森林の整備を行うということをしているわけですが、これにつきましても、荒廃森林が今、1万9,000ヘクタールほどあるだろうと推計をしております。その1万9,000ヘクタールを、この森林環境税を使って20年間で整備していきたいと考えているところでございます。

また、最近、いろいろ、薪とか肥料として使われなくなってしまった里山林でございます。そういった荒廃した里山林も1万3,000ヘクタールほどあるのではないかと推計されています。こちらはすべてこの森林環境税でというわけにはいかないかもしれませんが、そのうちの3,000ヘクタールぐらいを、やはり20年間で整備をしていきたいと考えているところでございます。

また、短いスパンで言いますと、この森林環境税につきましては、税条例で規定をしているとおり、5年ごとに制度の見直し、点検を行っていくことにしておりますので、短期間の目標ということで荒廃森林につきましては、当初の5年間の目標として4,000ヘクタール、それから里山林につきましては500ヘクタールを整備をしていきたいと考えているところでございます。

望月（利）委員 それでは、基金の積立金はどれぐらいの金額を目標にして、それをどのように利用するのかお聞きします。

小野森林環境総務課長 基金の積立金につきましては、先ほど、平成24年度分につきましては、平年度ベースよりも若干少なくなってしまうという御説明をさせていただきましたが、平年ベースで考えますと、基本的には森林環境税につきましては、考え方の中でもお示しをしたとおり、約2億6,000万円から2億7,000万円ぐらいが森林環境税としていただける金額と考えております。この金額とあわせまして、来年度からの5年間ににつきましては、神奈川県から桂川流域の森林整備を共同して整備をしていくための負担金として、単年度平均3,000万円をいただけるということになっております。したがって、この負担金につきましても、適切に管理をしていくという意味合いも含めまして、基金に積み立てることにしております。本県の森林環境税2億7,000万円、それから、神奈川県からいただける負担金3,000万円、これは当面5年間でございますけれども、合わせまして3億円程度が積立金として毎年、少なくとも5年間は積み立てられると考えております。

望月（利）委員 基金に基づく整備や補助事業により、どのような効果を期待しているのか、その結果をどのように確認していくのかということについてお聞きします。

小野森林環境総務課長 森林環境税の効果や期待ということでございますが、荒廃した民有林、里山林等を整備をしていくことが大前提でございます。そういったものを解消していくことによりまして、森林の持つ土砂災害防止、あるいは水源涵養といった機能が保全をされるわけでございます。そういったことによりまして、県民が安全で安心して暮らしていくための県土づくりに大きく寄与ができるのではないかと考えています。

それからまた、木材バイオマスの積極的な利用ということも言っているわけですが、これにつきましても、今、地球温暖化ということも言われておりますので、バイオマスエネルギーが積極的に利用されるようになれば、温暖化防止にも役立つと思っております。また、いろいろな補助制度も考えているところでございまして、そういった補助制度を通じまして、県民の皆さん方に森林に対する認識を新たにさせていただき、大事だなと感じていただくことにより、山梨県全体でこの大切な森を守っていくんだという意識の醸成につながればいいと考えています。

なお、評価というお話がございましたが、これにつきましては、基金の運営委員会を設置をいたしまして、そこで評価、検証を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 県全体の森林について、現状を調査、分析、その結果に基づいて事業をしっかりと計画していらっしゃると思っておりますが、その事業計画によって本県森林を取り巻く諸課題をしっかりと解決していけるのかということと、また、先ほどちょっとお話しいたしました本県下流域である神奈川県との水源林の整備等について、しっかりと話し合いはされているのかどうかということについてお聞かせください。

小野森林環境総務課長 先ほど申し上げましたとおり、20年間で計画的に荒廃森林、里山林の整備等を行っていくことにしておりまして、この20年間でしっかりと取り組みを行い、荒廃森林の解消を目指していきたいと考えております。それとまた、こういったことによりまして、里山林につきましても、森林環境税とあわせて地域の皆さん方、あるいはまたボランティア、森林活動団体といった皆様方のお力もかりて、しっかりと再生を図ってまいりたいと考えておりまして、県民挙げて実行、実現できるのではないかと考えています。

それから、神奈川県との協議でございますが、平成19年度から、これまで23回協議を続けてまいりました。今年度におきましても4回協議を続けてまいりまして、その結果、先ほど申し上げましたように、森林整備に限って言えば、5年間、3,000万円を御負担いただく中で、桂川流域の森林整備を加速化していこうという結論になったところでございます。

またこれとあわせまして、下水道の水質浄化ということで神奈川県からも負担をいただくことでも御了解をいただいております。以上でございます。

(森林体験活動支援事業費補助金について)

望月（利）委員 森林の役割やその大切さというのは、本当に大事なことで、小さい子どものころからそういう教育をしていかなければいけないと考えますので、先ほどの説明でも4つの教育機関に対して、それぞれたしか30万円の助成というお話がありましたが、具体的にはどのような事業を考えていらっしゃるのかお聞かせください。

石原みどり自然課長 森林体験活動支援事業費補助金についての御質問だと思いますけれども、

この事業につきましては、森林におけます教育を体験活動をしっかり行うことによりまして、子供たちの森林に対する興味、そして森を守り続けていくという心の育成を考えているわけですが、まず、森林体験ということで、森の中で楽しく過ごしていただくということを考えておりまして、一つには自然観察。森の中での新たな知識を楽しく吸収してもらうということ。そして、中には宝探しとか基地づくりというふうに、森の中にある自然、例えば生き物の様子とか、そういうものを自分の目で、インタープリターからの指導を受けながら行うことによって、宝物のように森の中の生き物、あるいは葉の様子、生物などを学んでいただき、さらには実際に子供たち、ちょうど教育課程の中でクラフト、図画とか工作などがございますけれども、森の中で自分で収集してきたものを使ってのクラフトなども楽しんでいただければと思っております。

そういうことで森の中の楽しみを味わっていただいて、さらには森に親しんでいただいて、将来にわたって森を大切にしようという気持ちを育てていきたいと、このように考えております。

望月（利）委員 森林環境税というのは、県民の皆さんの貴重な財産から広く県民の方に負担していただくということで、県民が安心、安全で暮らしていけるよう、しっかりと健全な森づくりをしていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

中楯森林環境部長 県議会の御理解もいただきながら、新たな税の創設をいたしました。いよいよ来年度からその事業に着手していくということございますけれども、貴重な、こういう時期でもございますけれども、この税を活用して、山梨の森づくりというものを、しっかりと公益的機能が発揮できる森づくりを進めていくということで、特に民有林につきましては、土地利用者との調整を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

(明野処分場の受入れ状況について)

桜本副委員長 森の15ページ、環境整備課、明野処分場のことなのですが、よろしいですか。ちょっと新聞報道の枠からは出ていないわけですが、何か変化というようなものがありますか。

守屋環境整備課長 今回の明野の処分場の受入れの状況ということでよろしいでしょうか。

この前、2日の委員会で御説明した内容は、その午前中に搬入ができたという話でした。その後、午後もう一度搬入をしましたが、妨害活動によってできませんでした。それから、あと、6日、火曜日ですが、これは搬入を午前中に行いましたが、妨害活動がありまして、その午後以降の搬入は妨害活動が午前中にあったことから見合わせているということでございます。

桜本副委員長 新聞報道によると、代表が現場に行って、その団体の数人が妨害をしていたので、9日に何か集会があるからというようなお話ですが、それについてはどんな理解をお持ちですか。

守屋環境整備課長 6日に搬入したところの前提も妨害活動がないという前提で搬入を予定したのですが、やっぱり妨害活動があったということで、なかなか妨害されている方の意志統一も図れていないのかもしれませんが、今後、9日という話も聞いてはおりますが、当面、どのような対応をしていけばいいのかは仮処分の決定を踏まえながらただいま検討しているところでございます。

桜本副委員長　ここに踏み込んでいっているのは、やはり長く続けばその負担も非常にふえてくるという意味合いでこの問題について質問させていただいています。1日妨害があつて搬入ができなかったということになってくると、その日その日のまた量によつても変わってくるんですが、大体見通しとしては1日どのぐらいの被害総額なのでしょう。

守屋環境整備課長　1台単位でいくと、4トン車、10トン車で、いろいろ搬入する種類によつても単価が違うものですから、いろいろ考え方はあります。過去の例でいきますと、例えば平成22年の7月から9月、10月に搬入が停止しましたのでその直近の2カ月の平均でいけばおおむね1日100万円程度の収入があつたというのが実績ではございます。

桜本副委員長　収入で100万円。間接的な人件費だとか、あるいは光熱費だとか、経費的に見ると100万円プラス、オンはあとどのぐらいですか。

守屋環境整備課長　経費的と言われますと、例えばその管理業務の埋め立ての委託、人件費、それからあとはその借地料と、いろいろあります。そのデータを今持っていないので、1日当たりという計算がすぐにできないのではあります。30万円から40万円程度、ただ、あと本当に経費といいますと減価償却等も入ります。ですから、今、単純に1日幾らかかるかという、減価償却まで含めると、改革プランは減価償却も含めた収支見通しを出させていただきますので、ここではすぐに答えられないところでございます。

桜本副委員長　やはり県民としては、1日妨害があつて搬入ができないという見通しの中で、1日1日では大体幾ら分の損があるということ、損害というものは非常に気になる場所でもありますし、また、知らしめるべきものであると思いますので、その数字というべきものについてはしかるべき段階で公表をしていただければお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。前回の補正のときにも数値的な目標、1年に一回ではなくて年に何回かは公表すべきではないかと言った点にも触れてお答えいただけますか。

守屋環境整備課長　搬入が円滑にいつできるのかによつても、その数字が違ってくるかと思つたので、ある程度その搬入が円滑にできた時点である程度の試算というのは私ももやっけていきたいと思つております。今の委員のお答えになるかどうかわかりませんが、そのときの試算をどのように出すかは、また議会とも相談させていただきながら対応させていただきたいと考えております。

(内分泌かく乱物質実態調査費について)

仁ノ平委員　森の13ページ、2段目の化学物質対策費のうち、上から3つ目の廃止される内分泌かく乱物質実態調査費についてお伺いたします。昨日、県土整備部の審議があり、県土整備部はほぼ1割減の厳しい予算編成でしたが、森林環境部の予算をざっと見るとマル新がとても多くて、来年度は本当に意欲的にその手腕を発揮していただく年なんだなと思つました。その中で廃止というものがここに出ているわけですが、細かいことを言うようですが、このことがちょっと気になります。どうしてこの調査を今やめるのか。安全宣言と受けとめていいのかお伺いたします。

宮本大気水質保全課長　内分泌かく乱物質の調査ですけれども、俗に環境ホルモンと言われて

おりまして、平成に入って大分、世の中で大きく騒がれまして、山梨県、国でも平成10年からずっと測定をしてまいりました。ところが、なかなかこれが環境ホルモンだということが明確にされてこないといった中で、国でも今後の調査研究については、調査研究の新たな開発とか評価をどうやっていくかといった、まだ基礎的なところをこれからやっていくという段階でございます。その中で、環境ホルモンがわかるらしいと言われている、ノニルフェノールほか3物質ほどが魚に影響があると言われておりまして、これについては、ただ、人類とか哺乳類には影響がないと明らかになっています。そのような状況の中で、山梨県としても十数年測定をしてまいりましたけれども、有害さが明らかになってこない。無害であるとも言いきれないところがあるのですが、有害さが明らかになってこないし、評価の手法もわからないという中で、測定は大体本県の状況は、いろいろな川の中のこれらの物質の濃度は大体把握できたので、ここで1回中止して、また新たな知見等が出てくればその時点で検討するというのを今考えております。

近県でも、東京都を初め約半分の県ではもう既にやめております。このような状況でございます。

仁ノ平委員　　これが調査されるようになったときにさかのぼって考えたいのですが、ただいまの御答弁で平成10年から十数年やってきたよとのこと。しかし、私の間違いのない記憶では、今、課長の口から環境ホルモンという俗称が御説明あったわけですが、環境ホルモンが最初アメリカで騒がれ、日本でも大騒ぎになったのは30年前のことです。なぜその30年前に始めずに、この調査を平成10年から始めたか、その当時の経過というか、当時の導入されたいきさつを教えてください。

宮本大気水質保全課長　今、アメリカの話がございましたけれども、当時、非常に問題になったのはレイチェル・カーソンの『沈黙の春』という本が出まして、そのときにはDDTですとかダイオキシンですとか、そういったものが中心で問題になっていました。平成10年の前については、先ほど申しましたノニルフェノールとか、非常に量も結構たくさん使われていまして、普通に中性洗剤で使われていると。工業用の洗剤で使われている物質で魚のメス化があるんじゃないかと疑われたということで、国でも県でも平成10年ごろから測定を始めたということでございます。以上です。

仁ノ平委員　　ちょっとよくわからないのですが、最初の質問の御答弁で、県内の状況はもう把握できたからと課長がおっしゃいましたが、どう把握されたのですか。

宮本大気水質保全課長　平成10年に県内主要8地点で水質検査を行いました。それ以降、主要河川23地点、富士五湖も入れてですが23地点でずっとはかってきました。その中でデータも、若干、指針値等を超えたことも1回ぐらいありますが、ほとんど不検出か、指針値より低い状況でございます。

仁ノ平委員　　でも、県のホームページを見ますと、人の健康や生態系への影響が懸念される。そして、しかし科学的には未解明な点が残されており、環境保全上、課題となっていますと書いてあります。やめるということは、何か知見が得られたのですか。

宮本大気水質保全課長　それについては先ほどもお答えしましたけれども、明らかに無害だと

いうことはわかっておりません。ただ、有害だということもわかっておりません。特に、これらの物質で何でそういう環境ホルモン作用があるのか、実際にどのようなときに出るのかということは一切わからないので、国でも先ほど申しましたとおり、調査研究の手法からやっていくという状態なので、山梨県としては明確な指針というものが無いということで、ここで一たんやめるという判断をしたということでございます。

仁ノ平委員 平成10年からの調査結果を見てみますと、低い値であり、不検出という年もありますから、本県については微量あるいは不検出ということで中止も全く理解できないわけではないのですが、ただし検査を続けていく都道府県もあるし、国はさらに手法を研究してこれについては進めていくよということです。本県では調査をやめた上で、でも、私は今後の動向も見つめていく必要があると思います。調査はやめるけれども、どういう知見が今後出てくるのか、国はどのような手法を取り入れるのか、あるいはこれらの物質が本当に安全なのか。調査はやめてもこれについては見つめていく必要があると思っています。それをどのようにするかお答えください。

宮本大気水質保全課長 国では2010年に、平成22年ですけれども、新たな調査方向を示したということで、今、調査研究、影響評価の手法の確立をやっております。ということで、国の動向を見ながら、今後山梨県としての対応も考えていくということで、非常に分析も難しく大変な作業なので、これについてはここで1回おしまいにしたいということで、このような提案をさせていただくということでございます。

仁ノ平委員 これからの他県の調査結果であるとか、国の動向をぜひ鋭敏に受けとめて、調査はやめるけれどもアンテナを高くしていただきたいとお願いしますが、いかがですか。

宮本大気水質保全課長 委員の言うことをよく理解いたしまして、情報収集、それから必要があれば早目にやっていきたいと思っておりますので御了解ください。

(休 憩)

(水政策基本方針策定事業費について)

土橋委員 まず森の4の水政策基本方針策定事業費ということで、1,500万円ぐらい計上されています。この事業内容として水資源実態調査と検討委員会の開催と書いてあるわけですが、この実態調査というのは何カ所ぐらいを何回ぐらいに分けてどういうことをするのですか。

小野森林環境総務課長 この実態調査につきましては、今年度6月補正予算とあわせて今年度と来年度2カ年で実態調査をやることとしております。調査箇所という御質問でございましたが、現在予定をしておりますのは、渇水期、今、ことしの予算で110カ所調査をしておりますので、来年度予算におきましても同じところを110カ所調査をしてまいりたいと考えております。また、この調査に要する経費とあわせて、ことしと来年で実態調査を行いまして、その結果を反映をさせた水循環のモデルをつくってまいりたいと考えておりまして、そのモデルの作成に要する経費並びに検討委員会の開催に要する経費でございます。

土橋委員 ありがとうございます。110カ所ということですね。それを今度調べるだけじゃなくて、その先があるということで、よろしく願います。
(「山の日」啓発活動推進費について)

次の6ページの「山の日」啓発活動推進費ということで360万円ぐらいが出ています。「山の日」は8月8日でしたか、富士山クリーンキャンペーンもそこでしたか。それは別ですよ。どんなことをするのか教えてください。

小野森林環境総務課長 8月8日のやまなし「山の日」でございますけれども、先ほどの森林環境税ではございませんが、山の大切さを周知するために山梨県が平成9年度に制定をした日でございます。この日を中心に森の教室ということで県民の皆様方に山に親しんでいただく機会、いろいろなイベントを設定しております。県で直営でやる事業もございますし、県が山岳連盟、山岳協会等と共催して行う事業がございます。そういったものを共同開催する経費、あるいはまた市町村等におきましてそういったことをPRしていただくためにパンフレットもつくっております。啓発のためのパンフレットといったものに要する経費でございます。

土橋委員 「山の日」を宣伝するためのパンフレットや啓発事業ということですか。

小野森林環境総務課長 そのとおりでございます。

土橋委員 エコライフ県民運動推進事業などの金額から比べると、「山の日」の1回のお祭りに360万円は大きいなと思って伺いました。無駄のないようによろしく願います。

(不法投棄防止対策事業費について)

それから、16ページですが、不法投棄防止対策事業費ということで、廃棄物監視推進事業ということで2,299万円が取っております。これはパトロールに使うお金だということですが、そのパトロールで夜間に巡回して、捨てる人を発見する費用ということですか。

守屋環境整備課長 廃棄物不法投棄防止対策事業のこの2,299万4,000円の内訳ですが、平日は、廃棄物対策連絡協議会ということで、平日は別の組織が監視をしています。この部分についてはそれをできない休日、あるいは平日の夜間をやっております。これはまずは一つは、そのような、特に廃棄物の不法投棄が行われやすいところを集中的に監視をするということで、防止を主な目的としております。夜間あるいは休日、そういうところで比較的発生しやすい。平日以外のところで職員が対応できない部分の防止対策を含めて、監視という目的で実施しております。

土橋委員 監視目的ということで2,200万円あって、そのすぐ下に、そこから投げ捨てられないようにということだと思いますが、不法投棄防止柵の設置に75万円とあります。内容とすると、捨てやすいところに金網を張ったりすることだと思いますが、ということは、捨てる人がいるからですよ。落ちてくるものがものすごく汚く、山のすそにあったりというような苦情も来りますが、その撤去費用はどうなっていますか。

守屋環境整備課長 森16ページの4番に廃棄物連絡協議会負担金とございます。これが平日

の場合に監視をする。これは4ブロックに分かれて7名の監視員を配置しております。特に一般廃棄物につきましては、市町村と相談をしながら、市町村で処理ができるような場合には市町村をお願いして、この組織は市町村と県がそれぞれ2分の1を持ち合って連絡協議会をつくっていますので、そういうところで連携をして撤去を進めております。

それから、産業廃棄物につきましては、市町村の所管ではございませんので、可能な限り市町村と協力して、あわせて市町村でできるものはしていただきますが、それができない部分につきましては、その原因者、あるいは土地の所有者等に協力をお願いしている場合もございます。以上です。

土橋委員

その件についてですけれども、後でまた場所も特定して説明したいと思いますが、新しい道ができて旧道になったようなところへ車が入っていけるものだから、そういうところに廃棄物がいっぱいあって困るというような苦情もあります。ぜひこれを有意義に使っていただいて、見つけていただいてきれいにしていただければと思います。よろしくをお願いします。

(昇仙峡松林機能回復整備事業費について)

それでは、25ページ。昇仙峡の松くい虫の対策ですが、整備事業が827万円ということ。富士山が世界遺産になって、これが成功すれば本当にいろいろな方が山梨に富士山と行って来てくれると思います。昇仙峡も溪谷日本一ということで頑張ってもらわなければならないところですが、やっぱり松くい虫で松がやられていると、昇仙峡らしくなくなってしまうという実態があります。実際に枯れた松も見てきていますが、この予算でしっかり昇仙峡の松くい虫対策をして守っていけるのですか。

宇野森林環境部技監

昇仙峡の松くい虫につきましては、御指摘のとおり非常に県内でも_____でございますので重点的に取り組んでいるところでございます。まずこちらに今、一つ、特出した事業がございますけれども、それとは別に森の23ページにも松くい虫関係の事業がございます。こちらの中でも一部、具体的には森林病虫害駆除費の中の上の丸の(4)でございますが、そちらで地域活動の支援といった活動もして、いろいろな補助事業を組み合わせる地域活動の支援ですとか、県による直接防除といったものを組み合わせながら今実施しているところでございます。

土橋委員

観光の目玉になるべく昇仙峡ですから、ぜひよろしくをお願いします。
(林業労働力対策費について)

続いて森の28ページになりますが、林業労働力対策費です。林業労働者通年就労奨励事業費補助金ということで、林業労働者の長期就労を奨励するための、就労日数に応じた奨励金を給付するというもので1,100万円ということですが、これは何人ぐらいを対象に考えているのですか。

中山林業振興課長

通年就労奨励事業費補助金でございますが、これは対象の人数は今年度約220名を予定しております。220名の中身につきましては、100日以上勤めた方、上限が225日でございます。これらの就業された方々に本人の掛け金と、事業者の掛け金と、市町村の負担、県の負担等を入れまして、それぞれの日数に応じた奨励金をお支払いするという形でございます。

土橋委員

就労者も少ないと思うし、森林の荒廃などいろいろなところにベテランとして一生懸命やっている、技術アップに頑張ってくれている人に対するものにし

ては、金額が少ないという感じがすごくしました。例えば今の対象者が200人だとしたら、1人年間で5万円ぐらいということになるのかなと思いますが、そういう考え方でいいのですか。

中山林業振興課長 給付される金額につきましては、最大で18万5,000円程度、年に1回、2月の末にお支払いする。100日勤めた方でも、委員がおっしゃるように6万円、つまり10万円弱のお金をお支払いするということになります。

土橋委員 その次のところに就労条件向上事業費補助金や技術・技能向上事業費補助金というのが、120万円とか250万円と出ています。その予算が計上されているんだから足りているのかなとは思いますが、やっぱり大事な人というか、華やかなのではないところでしっかり頑張ってくれている人たちに対するところだから、頑張ってしっかりやってもらう体制をお願いしたいと思います。

中山林業振興課長 今、委員がおっしゃったことにつきまして、この事業でいかに新規に林業に参入する方をふやしていくか、また、林業に参入された方が技術の向上を目指して行うことに対しての県からの支援でございます。これは有意義に使って労働対策をより一層高めていきたいと考えております。

土橋委員 労働対策としてぜひよろしくをお願いします。
(林業施設景観形成事業費について)

林業施設景観形成事業費ということで33ページに、林道事業及び治山事業に係る、自然と調和した修景工事を行うということで1,780万円ぐらいが出ています。我々が、これがこういう事業なのかとわかるような場所と、どういことをするのかを教えてください。

沢登治山林道課長 お手元の「課別説明書付属資料(公共事業等予定箇所表)」、A4縦判でございますけれども、その1ページをお願いいたします。この1,781万3,000円の内訳がこの1ページでございます。例えば、1番、丸山林道、工事概要としましてのり面着色剤吹付工、1,009万8,000円でございますが、のり面、通常、林道の山側の切り取った面をセメントを吹きつけまして灰色になっているということで、茶色等の自然景観にマッチするような着色剤を施工する経費でございます。

4番、5番、6番については、県有林内の修景、道路沿いなどの景観をよくするための本数調整伐、抜き切り等を実施する経費でございます。

土橋委員 ありがとうございます。ちょっと耳慣れないので、どんなことをするのかということと、実際にやっているところがあつたら見たかったなということでも聞きましたが、すぐ見に行けるようなところじゃないということですね。わかりました。ありがとうございました。

(櫛形山アヤメ群落保護対策事業費補助金について)

望月(利)委員 1点だけ、森の18ページのマル臨の櫛形山アヤメ群落保護対策事業費補助金ということです。これは多分、アヤメの保護ということだと思いますが、どういう経緯でこういうものが出てきたのかということをお願いいたしますか。

石原みどり自然課長 櫛形山のアヤメにつきましては、県では自然記念物としてアヤメ平、並

びに少し離れていますが裸山のアヤメ群落を指定しております。そのような中で、南アルプス市におきまして植生などにつきましてNPOの皆さんたちと協力をして調査をしたところ、シカの食害によってどうやら発芽、育成が阻まれているようだという結論に具体的に導きました。それに対して、今ならばまだ根が残っている、回復の余地があるということで、シカからの食圧、ショックを防ぐことによりましてアヤメの復活ができるということで、南アルプス市で事業をお考えになった。それについて、県といたしましても自然記念物ということでしっかり応援したいということです。

望月（利）委員 楡形山のアヤメというのは昔から観光名所でもあったりした部分で保護してきて、最近はまだ全然アヤメがなくなってきてしまっていて、困って調査に入っているということで、本当に早急に取り組みをしていただきたい部分ですが、その計画はどんな範囲なのでしょうか。

石原みどり自然課長 今のところ、アヤメ平全体……概略で申し上げますと、500メートル、500メートルの四方の中に、形は正方形ではございませんが、尾根尾根に沿ってになりますが、形は少し星型になりますけれども、防護ネットをつくっています。

望月（利）委員 先ほどの説明の中で保護さくというような形で説明をいただいたんですが、500メートル、500メートル、もっと広いイメージの保護さくなのかなと思っていましたが、例えば「獣堀くんライト」みたいな簡易のものなのか、それともしっかりしたものかという部分についてもお聞かせいただけますか。

石原みどり自然課長 一応、場所は山間部ということもございまして、内容とすればニホンジカの食害が防げる程度の食害防止ネットということで、これは金属の金網ということではなく、ネットによる施工です。
手元の資料を見ましたところ、500メートル四方の中に1,400メートルを超えるネットが全体で施工されるという予定でございます。

望月（利）委員 実は、私は出身が富士川町でありまして、楡形山の半分は富士川町のものであって、南アルプス市だけだからどういう保護さくなのかなという部分があって質問もさせていただきました。地域の観光資源でありますし、これからの山岳観光で売っていく中で本県にとって本当に重要な、貴重な資源となっていく山、アヤメの群落ですから、ぜひ早急な対応をして守っていただければと思います。

石原みどり自然課長 楡形山のアヤメ平に生育しているアヤメ、こちらについては楡形山観光のシンボルともなる守るべき自然環境でございますし、それを守ることにによりまして地域の観光振興にももちろんつながるといって、今、委員おっしゃったとおりでございますので、自然を守ることによって本県独自の観光行政が進むということもございまして、自然保護と観光振興、両面でいい結果が出るように対策を推進していきたいと思っております。

桜本副委員長 今のところですが、南アルプス、旧楡形町のアヤメの里でありまして、その辺も南アルプスを連携してやっていきたいと、やっているつもりでございます。（鳥獣保護管理人材確保・育成事業費について）
引き続きみどり自然課で森の20ページ、鳥獣対策、管理ということで、

人材確保・育成として950万円ほど載せてあります。具体的に県全体としてどのぐらいの狩猟管理というか、鳥獣対策でマンパワーを必要としているのでしょうか。

石原みどり自然課長 まず、本県におきましてやはり野生鳥獣被害対策ということで大きな役割を果たすのは、動物の個体数を減らすという、銃器による駆除、あるいはわなによるという形になっていると思います。そういう意味で、ここに書いてあります950万円につきましては、現在の狩猟者自体が高齢化が進んでいらっしゃるということとか、あるいは技術をしっかり維持した上で効果的に野生鳥獣の捕獲を進めていただきたいということもありまして事業を組んでおります。現在、県猟友会に所属し、県並びに市町村における管理捕獲に従事している銃猟参加者の皆さんというのは、約1,500名いらっしゃいます。この方たちにつきましては、銃器による捕獲の技術を今後しっかり維持、向上していただくための施策として、この950万円の中に、県外ではございますが、射撃訓練などに要する費用のうちの旅費につきましては、年4回分支援していく、こういうことになっております。

桜本副委員長 ということは、1,500人ほどで、県内のマンパワーはその程度ということですか。

石原みどり自然課長 今、大型獣の対策として射撃訓練が必要な人数ということで申しあげましたけれども、狩猟者登録という意味では、本県にお住まいの方だと2,500名を超える人数が登録されております。今、銃による登録人数は2,000人です。そのほか、野生鳥獣の被害を減らすためには狩猟も非常に大切ということで、狩猟だけに参加される方も結構いらっしゃいます。こういう方も含めますと約3,500名の方が狩猟あるいは捕獲に従事しているということになっております。

桜本副委員長 幾人必要ですか。

石原みどり自然課長 今、現状を申しあげましたけれども、シカの増加状況などを見ますと、できるだけ短期間にたくさん捕獲していただきたいということもございまして、できれば多く従事してくだされば多く従事してくださるほど結果は速やかに出るものと考えております。

桜本副委員長 今、市町村の猟友会を中心に市町村、その作業、事業を行っていただいているということですが、ちょっと目先を変えて、例えば団体。団体ということになると、企業だとか、あるいは組合、いろいろな林業を取り巻く各種組合等もありますが、そういった団体等に御協力をいただく。1対1の猟友会の単位でふやしていくということではなくて、もっと団体を中心に、組織を中心としてふやしていくというような考えはありますか。

石原みどり自然課長 狩猟に従事する皆さんの数をできるだけふやす、あるいは個体数の管理に従事する皆さんをふやしていくという意味では、委員から御意見をいただきましたように、JA、あるいは自治体、さらには森林組合などが実際に野生鳥獣の駆除に対しても大きな役割を果たしています。そういう意味で、団体としての有害鳥獣捕獲というような形でJAですとか森林組合なども一生懸命やっているところですので、私どもの950万円のこの予算の中にも、農

林業従事者、JA職員、あるいは自治体の職員の皆様などにもできるだけ狩猟の資格を取っていただきまして、今、委員がおっしゃったような形での参加にも積極的に促進していきたいと考えています。

企業につきましては、狩猟の法体系が今ございまして、個人的に狩猟の免許を取りに参加するという形となっています。現在、本県におきましては有害鳥獣の駆除につきまして、企業が参加しているという例はございません。他県の状況などをしっかり勉強させていただきまして、取り入れるべきものがございましたら勉強させてもらおうと、そういうことでございます。

桜本副委員長

取るべき施策というものは、本県特有ということではなくて、他県の先進事例なども含めて、企業がバックアップしてくれる、あるいは各種団体からも情報収集しながら御協力を受けるといふ、そういった団体等の連携も含めて対応していただければと思います。

(自然監視員や鳥獣保護員等の兼務について)

引き続き、みどり自然課の中で、山岳レンジャーとか自然監視員とか鳥獣保護員、あるいは今触れた狩猟免許者等で、それぞれ予算づけがあるんですが、この中で兼務している人、兼務の割合というのはどのぐらいあるのでしょうか。

石原みどり自然課長

それぞれ鳥獣保護員ですとか自然監視員、あるいは狩猟監視というようなことにつきましては、専門的な知識をそれぞれ持っている方たちを市町村の推薦などに基づきまして指定しているということがございまして、なかなか兼務という形にはなっておりません。

桜本副委員長

環境整備課の廃棄物監視員、その平日の部分ですね。この質問をさせてもらったというのは、林業に従事する方が、シーズン以外でも仕事になるような形で、少しでも狩猟に協力してくれる方々に、年間を通した中でいろいろな組み合わせの中でその方に仕事が行くということになると、若い人たちもやはり生活としてやっていけることとなります。単体に1つずつ各資格を持っていることではなくて、もっと1人1人を若い人にシフトしていくには、計画的に、やってくれる方々にいろいろなお金が集まりながら、それ1本でやっていけるような、あるいは非常に助かるというような形にしていっていただければいいかという、そういった提案を含めているのですがいかがでしょうか。

石原みどり自然課長

お答えは狭い部分になってしまうかもしれませんが、山岳パトロールなどにつきましては、高山域の植生についてのパトロールということもございまして、林業施行部分というよりは、本県におきましては3,000メートルを超えるような高山植物の監視をしていただいております。内容的には山岳連盟への委託、そして山岳連盟の中からレンジャーを選出していただくことになっておりますので、なかなか重なるということは難しいかなと思っております。

次に鳥獣保護につきましての鳥獣保護員、こちらもやはり鳥獣保護地区のパトロールに従事していただいているわけですが、旧村単位で大体1名ぐらいの形で、市町村からの推薦に基づきまして御指名させていただいております。鳥獣の保護並びに狩猟につきまして相当専門的な知識を持っていらっしゃる方ということになりますので、どちらかといいますと、市町村の推薦もいただくとともに、鳥獣保護事業につきまして専門的な知識を十分に持っているということで指定しておりますので、先ほど申し上げましたようになかなか兼務というような形で進めることは難しいのかなと思っております。

桜本副委員長 これから、ぜひ県としてもコーディネートをしていただけるようお願いいたします。

(森林整備担い手対策事業費について)

では林業振興課、森の28ページ。森林整備の担い手ということで、課長にお聞きしたいのですが、今、山梨では農業の担い手に対して非常に力を入れていると考えますが、森林の担い手と比較をしてみてもどう思いますか。

中山林業振興課長 林業の担い手の対策につきましては、県では国の資金と県の資金を足しまして14億円の基金を設けております。その基金の運用益が年間約1,800万円ほどありますので、これで先ほどお話ししました担い手対策を行っております。先ほどお話ししました通年就労とか年間を通した就業を促進するための奨励金や、林業に従事するために県外から引っ越してこられた方に、いわゆる就農促進資金みたいな格好での林業就業促進資金を無利子でお貸しするといった対策を設けております。また、林業に従事されてからは、初めて入った方は何も資格等がありませんので、そういった基金の運用益を使っていろいろな架線^{（カゼン）}を張る資格などを積極的に取る場合、経費に対しての助成をする。あと、技術指導につきましても、森林総合研究所の職員、普及指導員等を通じて日常的な指導を行っております。

ですから、林業に従事する方についても、私どもとすれば、それなりの支援をさせていただいていると考えております。

桜本副委員長 こういった中で、新規の就労者に対して年額幾らぐらいからのスタートになりますか。

中山林業振興課長 給料ということではよろしいでしょうか。

桜本副委員長 はい。

中山林業振興課長 事業体に応じてさまざまございますけれども、大体1日1万円から1万3,000円ぐらい。月給制のところもありますけれども、本県の場合の事業体ですと、まだ日給月給のほうが多い状態です。大体、1カ月25万円程度の給与になると思います。以上です。

桜本副委員長 農業の新規就農者等とも比較して、畑で就業する人と、林業で就業する人ということは、やはり通勤もおのずと違ってきますし、通勤の時間帯あるいは場所も全然違います。そういったものを見ながら参考になるようなものも含めて、やはり人手が集まらないことに対しては厚くしていくという考え方を持っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中山林業振興課長 委員がおっしゃるように、農業と比べた場合、かなり就労条件が厳しいものがございますので、こういった基金とか、日常的な指導、助言を通して従事者の育成に、就労しやすい環境づくりに、また、少しでも労働負担が軽減されるように機械化を推進したりということも進めたいと思います。

武川委員 今回の質問に対して、林業そのものが問題がない時期のような答弁をしていますが、林業が今、置かれている状況、構造的なものを含めて無責任じゃないですか。林業は、今いろいろな意味でいろいろな部分で大変な問題があるわけですよ。にもかかわらず、今、何でもないときのような答弁をして、聞いてられ

ないからあえて言うんですが、その答弁はちょっとおかしくはないですか。

中山林業振興課長 大変申しわけございません。委員がおっしゃるように林業につきましては、担い手不足、また、材価の低迷等により厳しい状況が続いております。その中で林業を志して、林業に就労くださろうとしている方々に私どもとしてもいろいろな面で支援をしていきたいと考えておりますので、少しでも林業の置かれている立場、また、就労条件の厳しさが改善されるように努力してまいります。

武川委員 構造的にもいろいろな意味でも、問題ないときだったらさっきの答弁でいいんだけど、違うんだから。だめだよ。誠意ある答弁しなさいよ。

深沢林務長 御答弁申し上げます。武川委員のおっしゃるとおり、非常に危機的な状況でございます。特に林業従事者の確保については、私どもも心を痛めているところでございます。課長が申しましたように各種の施策を講じましてこの危機を打開していきたい。幸いにして森林環境税を導入することとなりました。その中で少しでも公益的機能が発揮できるような山づくりも含めて産業の活性化にも努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

武川委員 ちょっと違うんだな、言ってることが。桜本委員のおっしゃっていることは、農業政策ではいろいろあるけれども、林業についても同じように意を用いてくださいと言っているわけですが、林業の場合はそうしたくても構造的にも、また、新しく林業に入って頑張ろうという人も今、いないんですよ。構造的に大変厳しいから。ですから、そこの部分に触れないで、機嫌を取るような答弁をしたから注意したんだけどね。だから、原点の問題まで行っちゃうんですよ。その辺のところを丁寧に話さないと、質問に対して誠意ある答弁にならないと言ってるわけです。答弁は結構です。

(森林環境保全基金事業について)

仁ノ平委員 森の5ページ、2つ目の丸の林政諸費のうち1番、マル新、森林環境保全基金積立金に関連して何点か伺いたいと思います。午前中、基金事業一覧という資料をいただきましたので、この一覧表を見ながら御質問させていただきたいと思います。

まず、いよいよこの4月から、今、林務長のお言葉からも出た森林環境税が導入されるのですが、新税の創設が最終的に決まったのは今年の9月議会でありました。それ以来、五、六カ月ですかね、これまでどのように県民に対し周知をされてきたのか伺います。

小野森林環境総務課長 周知をどのようにしてきたのかという御質問ですが、先ほど委員からも御指摘がございましたように、9月議会におきまして税条例を可決していただきました。その9月議会におきまして、周知のための予算ということで県民参加の森づくり推進事業費37万8,000円の予算を認めていただきました。これを活用いたしまして、当課におきましてポスターやリーフレットを作成いたしまして、掲出をさせていただいたり配布もしてきたところです。また、これとあわせて広聴広報課で持っております県政情報発信事業というものがございます。そういったものも活用させていただく中で、テレビ、ラジオ、新聞など、県のあらゆる広報媒体を活用いたしまして、さまざまな周知を行ってまいりました。また、今後もそういった周知をしていく予定でございまして、

来年度当初予算におきましても、その周知のための予算もお願いをしているところですが、以上でございます。

仁ノ平委員 約半年、さまざまな周知がいろいろな媒体を使ってなされてきたとのことですが、一体、総額どれほど啓発に使われてきたのでしょうか。

小野森林環境総務課長 先ほど申し上げましたように、当課で所管をしております予算では28万円ほどを使わせていただいております。また、広聴広報課の予算ですが、これはすべてではございませんけれども、御覧いただいた方もいらっしゃると思いますが、2月上中旬に森林環境税のCMをつくりました。15秒のCMですが、これはUTYとYBS、合わせまして140回、各70回ずつ140回放送させていただきました。この制作、放映にかかる経費といたしまして630万円ほど。また今後、今から今月末にかけてワンフレーズ広告ということで、森林環境税が4月から導入されるということを県民の皆様方に周知するというので150万円ほど予定をしております。全部で合わせますと、これまで大体計算ができるものだけで830万円程度を使わせていただいております。以上でございます。

仁ノ平委員 税導入の前に830万円でPRがされてきたとのことですが、830万円という数字はちょっと横に置いておきます。その上で、森林環境税のこれまでの議論と一部重複することをお許しいただきながら、この新税の目的、そもそもの話なんです、それは今朝、午前中お示しいただいたこの一覧表の施策とあります。施策が上から3つありますが、この3つの施策がイコール目標と考えてよろしいですか。

小野森林環境総務課長 はい、この3つの施策を行うことによりまして、本県の公益的機能を有する森林を守っていくことが森林環境税導入の目的でございます。

仁ノ平委員 そうした目で午前中提示されたこの一覧表を見ますと、2番目の木材・木質バイオマスの利用促進が150万円だけなんです。これは川下対策と言われるんでしょうか。その施策で言えば1番により養った森林、その木材を利活用して利用促進を図ろうというものですが、先ほど啓発に830万円使われながら、その830万円はもちろん県民への周知ではあるけれども、それでは全然森林環境の改善はなされないわけです。それに比べてこの150万円、それと3つの目標のうち、1番のところだけこれだけ多額に使われながら、2番が余りに心もとないのですが、それについてどうお考えかと聞いたらいいのか。これだけ低い予算のものをどう施策の展開で補っていくのか、将来的にどうお考えですか。

中山林業振興課長 委員がおっしゃるように、木質バイオマスを林地残材の利活用のために助成をしておりました。考え方の中では林地残材の有効活用のために搬出経費に対する助成として1,200万円程度を予定していたところでございます。しかし、国の森林整備加速化・林業再生基金事業が延長されたことによりまして、バイオマス関連の施設整備を重点的に進めていくことになりました。重点的に進めることによりまして、必然的に木質バイオマスの需要がふえていくことも予想されているところでございます。このため、搬出に対する助成につきましては、これを行わなくても必然的に供給量がふえることも考えられますことから、一、二年様子を見た上で、その必要性について、また、出てくる中において

て生産から加工、流通、お客さんのところまで行く、いわゆる生産流通過程のすべての中でいろいろな課題が出てくることも想定されます。そのときにまたこの新税を検討した上で投入することによって、より効果的にプラスアルファの働きができるというふうを考えておりまして、今後の必要性についていろいろな部分で課題等も整備した上で検討させていただきたいと考えております。

仁ノ平委員

今後、この6万円の椅子と机を50組買うだけなんですよね、来年は。今後この弱さを検討していくんだという御答弁ですが、ぜひ3つの目標が、3つの輪が同時にうまく進行しますように、森林環境の循環がうまくいきますように、ぜひぜひこの問題を認識した上で進めてほしいと願っています。

さて、次の質問に行きます。税を支払う側の県民の中からこういう意見を聞くんですが、「県はこれまで森林整備をしてこなかったのか」ということを言う人がいます。「してこなかったから、ちゃんとやってこなかったから税を取られるのだね」というようなことを言う方がいるんですが、それにはどうお答えになるか伺います。

宇野森林環境部技監

今回、新税で整備をしていこうというのは、荒廃した民有林ということでございますが、民有林の森林整備に対しましては、これまで県としましては、国の補助事業を活用しながら事業体などが行う森林整備に支援をしてきたという、どちらかというとならぶ政策の延長の中で一定程度の支援という取り組みを実施してきているところであります。そういった一環の中で、荒廃林の整備という部分も一部ではありますけれども、実施してきた部分もあると考えております。

また、来年度からちょっと仕組みは変わってしまいますが、先ほど御説明しましたけれども、昨年度までありました加速化の基金の中で定額助成という措置が今年度まではとられていました。国の補助金です。そちらのほうでは定額なものですから上限がありますので、一定程度の負担のところまでは実施できたと考えておりますが、上限があるということで、なかなかそれを超える部分ですとか、継続的にそういったところに支援していくのが今、難しい状況になっています。

仁ノ平委員

これまでもさまざまな取り組みがあったことは、我々はわかっています。だけど、県民の中には、やっぱり新しい税を取られるということへの抵抗感から「これまで何してたのよ」という声も耳に入ると。その上で伺ったんですが、もう一つ、県民の感覚は、「そんなことないよ。これまでもやってきたよ」と私が言うと、「じゃあ、これまでの事業があって、環境税でさらに事業が上乘せされて、これで解決するのね」ということも耳に入りますが、上乘せという感覚でとらえていいんですか。

宇野森林環境部技監

先ほど申し上げましたが、これまで補助事業などを通じまして森林整備に取り組んできてもらっているところがございますけれども、なかなか作業道の整備がこれまで進んでいないようなところで、だんだん条件の悪いところで森林整備をやっていかねばいけないという状況が今出てきております。まさにそういうところが今まで整備が進んでいない、荒廃した森林ということでございますけれども、今回、その新税事業を使いまして、より条件が悪くて荒廃が進んでいる、そういった箇所を対象に重点的に実施していく必要があるかと考えております。そうした意味では、非常に条件が悪いということで、作業の手間がかかったり、単価が高かったり、あと、先ほど通勤の話がありました

が、作業をしていただく方にとっても非常に条件が悪かったり、経費が掛かり増しになります。そういったところを今後手をつけていかなければいけないということで、税を入れることによって格段に事業がふえるというよりは、消費者負担の軽減を図りながら、計画的な森林整備を着実に、これまで手の入らなかったようなところを実施していきたいと考えています。

仁ノ平委員

なかなかこの半年になされたPRによっては、ワンスポットであったり、「もりもり何とか」であるので、そこまでは県民に伝わらないので、いろいろな誤解もあるので聞かせていただいて、我々も聞かれば答えなければいけないので、そのイメージを整理したかったんです。なかなか県民の理解が難しい中で、やっぱり新税による結果を見える形で提示していくことはとても大事だと思います。

そこで2つ伺いたいんですが、一つは、午前中の望月委員の質問にも出てきましたし、さっき御答弁でもありましたが、基金運営委員会というのが設置される。それをうまく利用して、いろいろな思いがある県民の意見を吸い上げたり、幅広い方の参加でこの税を検証していく、効果的な事業につなげていくということがとても大切だと思いますが、どのような取り組みを考えていらっしゃるんですか。

小野森林環境総務課長

今、委員から御指摘がございましたように、基金運営委員会におきまして森林環境税の事業効果等を検証していくこととしております。こういった委員の皆さん方には幅広い見地から御議論をいただけるようにということで、またあわせて税金を負担していただいている皆様方、代表の皆さん方にも入っていただきたいという観点から、県民の代表、あるいは企業の代表の皆様方、それにあわせて林業活動をなさっている団体とか、あるいはNPOの団体、こういう皆さん方8人に委嘱をいたしまして、そこで議論をしていきたいと考えております。

そしてまた、この委員会におきましては、税の実施事業はもちろんでございますが、基金の管理状況等につきましても御説明させていただきたいと考えておりまして、税の事業に対する御意見を皆様方から伺いまして、御意見をその後の事業運営に反映させていきたいと考えております。そういったことによりまして、県民全体で森づくりを進めていけるような体制にぜひしていきたいと考えています。

仁ノ平委員

その辺りはホームページなどで公開されますか。

小野森林環境総務課長

はい。委員会の議論につきましては、すべてホームページ等に掲載をいたしまして、県民の皆様方に公表をしてみたいと考えております。

仁ノ平委員

それは基本だと思うんですが、県民の中にはまだ紙資料でないと、ホームページをのぞかない方もいるので、いろいろな機会をとらえて新税への理解、また、森林への理解が深まるような御努力を続けていただきたいです。さて、その委員会とともに、現実の森林が変わって、県民の目に見えるようになることがとても大事だと思います。何が変わるのか、県民は注目していると思います。ただ、大変息の長い事業で、1年後の今ごろ結果が出るものとは思わない。ただちには難しいと思うけれど、何らかの形で目に見えるように、森林環境税でこうなりましたよということがわかりやすく伝わるのが、武川委員がおっしゃった危機的状況にある森林県山梨の森、林をみんなで守っていくことになる

と思うのですが、目に見える形で何かお示しいただけますか。

小野森林環境総務課長 先ほど申し上げました基金運営委員会におきましては、実際にどうい
う地域をどの程度整備をしていったかお示しするのとあわせて、写真等
によりましてこういうふうになりましたよということもその委員会にお示しを
していきたいと思っております。その結果は、先ほど申し上げましたとおり、
ホームページにも掲載させていただきたいと思えます。

また、それとあわせて、委員御指摘のとおりでございますが、すぐ来年
というわけにはいかないと思えますけれども、2年、3年後には、間伐をした
ところに、広葉樹の稚樹も早ければ生えてくるのではないかなと考えられると
ころでございます。例えばそういうところに県民の皆さん方に実際に行ってい
ただきまして、そういったものを実感をしていただけるようなツアーといった
ものも今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

中楯森林環境部長 技監の答弁も総務課長の答弁もいたしたわけですが、税の根幹にかかわる
問題でございまして、一言だけ御答弁させていただきたいと思えます。

手法に走った説明でありましたので、ちょっとわかりづらい点もあったと、
委員も納得できない点もあったと思えますけれども、基本はこの表の一番上の、
要は、荒廃した民有林の整備、これが森林環境税の主の目的であります。どれ
も大切じゃないというわけではありませんが、長期的に考えて、いろいろなソ
フトみたいな仕事がありますけれども、基本はここにあります。税をなぜ充て
るか。これは農地もそうでありまして、森林もそうでありまして、こう
いう個人の所有にかかるものは、必ず、いろいろな整備をするときに個人負担
が必要になるわけでありまして。農地の場合で言えば、先ほどお話がありました
ように、必ず収入が返ってきますので、そういう意味で個人負担を出してまで
圃場整備をするということがございます。

山林もこれまで進めてきて、民有林につきましても国保事業を活用し、県費
を上乗せをして、個人負担を払っていただいた山は整備がされてきているわけ
です。その個人負担を出せないところへ税を入れていく。そのかわりに、その
個人の山に20年、30年の規制をかけて、なかなか転売ができないような形
にしていく。いわゆる公共性の高い山にしていく。そういうことでこれは公益
的機能の山づくりであります。これを除いたところが基本的には木材産業に寄
与する山になるわけですが、その根幹を県民の方にはぜひ御理解していただ
いて、そこに公共性があるんだと、そういうことでいろいろな事業をさせてい
ただく。このことをぜひ御理解を願いたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第28号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第37号 平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第3号 民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第18号 山梨県生活環境の保全に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第19号 山梨県立自然公園条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項 第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

質疑 なし

※所管事項 第12号 山梨県県民会館設置及び管理条例等中改正の件

質疑 なし

※所管事項

質疑

(林業公社について)

武川委員 先ほど、議案審査の中で、森林整備課の公社造林費のところでは聞けばよかったのかなと思いますが、議案につきましては賛成をいたしましたわけですが、1点確認をしておきたいと思います。

これから林業公社の改革につきましては、5年間かけて行っていくわけです

が、その際、恩特会計と一般会計で負担をして改革を進めていくことになるわけであり、5年後に公社が廃止されると、その管理は県に移管されることになるだろうと思いますが、その際、会計はどんなことになるのか、1点ちよつと確認をしておきたいと思ひます。

中楯森林環境部長 明確な答えはこの時点ではできないかもしれませんが、恩特会計から繰り入れをするという制度を今回とらせていただきました。この中身は育林という事業が県有林と一体的な整備をしていく上で、恩特会計から育林事業について繰り出しをする。黒字の間はこれをやっていくわけであり、5年間、その措置をとっても育林が続く間はずっとそれをやっていくべきであろうと、そういう認識でやっているわけです。

委員御指摘の点につきましては、5年後には林業公社が解散をして、今度、県が管理をする。県が管理する場合に恩特と一体的な管理をするわけであり、これは人員や、そういったものは当然そうでしょうけれども、いわゆる予算の執行、こういったものの管理ということでございますが、これは明確に今、答えはなかなか難しいと思ひます。今後詳細な検討をいたしますが、法の縛りもありますから、恩特会計の中にまた特会をつくるわけにはいきませんので、あるいはそうは言っても一般会計と同じ中でやるということもこれも明確な経理ができません。区分けができませんので、やはり1つの方法としては、新しい特別会計をつくる方向で検討をしていくことも必要ではないかと思ひます。

武川委員 いずれにしてもこの林業公社の改革につきましては、議会でも議論があり、そして私も理解をしたわけであり、恩特会計、一般会計で負担をしていくということは、これまでの経過の中でいたし方ないということで進んでいくわけであり、廃止され、県に移管されていく段階で、そういう経過も踏まえ、きちんと、これからの5年間の中でいろいろと知恵も絞っていくのだからと思ひますが、ぜひしっかりと会計処理、そして透明性を図る中で進めていっていただきたいと、強く求めるところであります。見解をお聞きします。

中楯森林環境部長 先ほど御答弁申し上げましたし、委員御指摘のとおりでありまして、これを一般会計で処理するというのも、これはなかなか透明性が保てないだろうと思ひます。かといって恩賜県有財産と一体的な管理をするといつても、会計上はやはり恩特の中にまた特別会計を設けることも、法的には難しいでしょう。ということになれば、やはり一つの方法として特別会計かなという御答弁を申し上げましたが、そのようなことを今後、公社の解散までに財政当局とも相談しながらしっかりと検討して、県民にわかる形で長期間の森林整備がしっかりと透明性を確保できた上でできるように努めていきたいと思ひます。以上です。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一